

業務運営に関する規定

第1 求人

1. 本所は、湾港運送業務に就く職業、建設業に就く職業、その他厚生労働省令で定める職業を除き、家庭生活支援サービスの職業、その他の労務の職業の求人申込みについて受理します。
但し、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人は取り扱いません。
又、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できない時は、電話・郵便・ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容・賃金・労働時間・その他の雇用条件を明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示してください。なお、求人票の有効期間については受付日から紹介日 までといたします。
4. 求人受付には、事務経費として、別表の料金表に基づき申し受けます。一旦申し受けました事務経費は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。
5. 在宅介護の求人申込みの場合、別表の料金表に基づき労災経費を申し受けます。
6. 無期雇用の求人票を提出された場合、就労後、紹介した就労者が継続して雇用されているか、報告義務がありますのでご協力下さい。

第2 求職

1. 本所は、湾港運送業務に就く職業、建設業に就く職業、その他厚生労働省令で定める職業を除き、家庭生活支援サービスの職業、その他の労務の職業の求職申込みについてこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
3. 求職受付の際には、家政婦（夫）、配せん人、マネキン、調理師、モデル、芸能家に限り受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。一旦、申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。
4. 求職の有効期限については、求職受付日から2ヶ月とします。なお、求職の有効期間内であっても就職が決まった時には、求職申込みが無効になるものとします。再度、仕事探しをされる場合には求職申込みをしていただきます。常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職の申込みの手続きを省略致します。
5. 就職が決定した方は（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事するもの（介護作業に従事する家政婦（夫）に限る。）が、労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により、労働者災害補償保険の適用を受けることを希望する場合には、同項に規定する団体の代表者として所定の申請を行います。

第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その後、希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事すべき労働の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示が出来ないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。
5. 一旦求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業、または作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、成功報酬料を申し受けます。
8. 紹介手数料は就労者に支払われた賃金に対し、所定の紹介手数料を申し受けます。従いまして紹介手数料の返戻金制度はございません。

第4 その他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係わる求職者からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
2. 雇用関係が成立しましたら、求人者・求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密として、これを他に漏らしません。
4. 本所は、求職者又は求人者に対しその申込みの受理・面接・指導・紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
5. 本所の取扱い地域は愛知県、岐阜県、三重県です。取扱職種の範囲は家庭生活支援サービスの職業、その他の労務の職業です。但し、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人は取扱いません。
6. 本所の業務の運営に関する規定は、以上の通りであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和6年4月1日

【事業者】愛知県津島市愛宕町四丁目113番地
株式会社サポート・ワン・サービスつしま紹介所
(23-ユ-100001)
代表取締役 飯尾 敦子
TEL0567-26-3921/FAX0567-26-3922